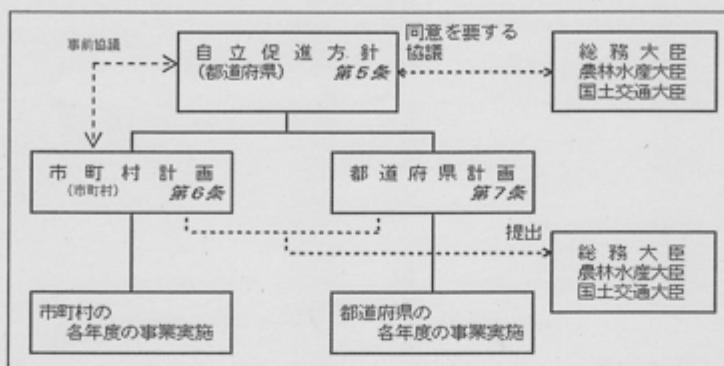


島根県過疎地域自立促進方針の概要

1. 性格

○県内の過疎地域の自立促進を図るために策定された施設大綱であり、県及び過疎市町村が過疎地域自立促進計画を定める際の策定指針（平成22～27年度）



2. 構成

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1 基本的事項 | 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 |
| (1) 過疎地域の現状と問題点 | 6 医療の確保 |
| (2) 過疎地域自立促進の基本的な方向 | 7 教育の振興 |
| 2 産業の振興 | 8 地域文化の振興等 |
| 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | 9 集落の維持、活性化 |
| 4 生活環境の整備 | |

3. 基本的事項

（1）過疎地域の現状と問題点



- これまでの過疎化の主要因であった都市への大規模な人口流出は鈍化したものの、再び人口流出が拡大し、加えて、少子高齢化に伴う自然減が拡大しており、社会減と自然減の両方に起因した人口減少により、総体として地域活力の低下を招いている。
- 過疎化・高齢化により地域の担い手が不足しており、既存の集落単位の取組みだけでは地域を維持することが難しくなってきている。
- 地域の主な担い手は昭和一桁世代の方々であり、円滑な世代交代が行われないと、集落機能の低下や耕作放棄地の増加、森林の荒廃が一層進行することが懸念される。
- 農林水産業は過疎地域の基幹産業であるが、米価や木材価格の低迷などに伴い、生産額の減少、就業者数の減少が続いている、厳しい状況となっている。
- 製造業は、誘致企業の立地等が進む地域も見られるものの、小規模・零細な下請型企業が多く、総じて競争力が弱い状況にある。
- 過疎地域は、人口が少なく、山間部や海岸部に集落が点在しているため、人の移動や物流、各種サービスの提供にコストがかかる不利な条件下にある。このため、医療、生活交通、商業、子育てなどが都市と比較して困難な状況にあり、日常生活に支障が生じている。
- 道路をはじめとした公共施設は、着実に整備が進められてきているものの、依然として全国平均とは開きがある。

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

- 過疎地域は、食料の供給、水やエネルギーの供給等を通じ、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらす。
- このように、都市と過疎地域は、共に支えあう「共生・互恵」の関係にあり、過疎地域が健全に維持され、その機能を發揮し続けることが重要である。
- これまで40年余にわたる過疎対策により、過疎地域の基礎的な条件整備は相当程度進んできたものの、過疎地域の置かれている現状は、依然として厳しい。
- 本県過疎地域の自立促進のためには、引き続き真に必要な社会基盤を整備するとともに、安全・安心な地域生活確保対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策を柱とし、多様な主体との連携・協働、ソフト対策などを重視した総合的な対策を進めていく必要がある。
- なお、過疎地域が抱える諸課題を個々の市町村の対応だけで解決することは容易ではなく、特に医療・教育・交通・商業機能といった分野は、広域的な機能連携により機能を確保することが必要である。

4. 産業の振興

- 過疎地域の基幹産業である農林水産業の振興のため、消費者ニーズに対応した生産の推進、流通・販売体制の強化、地域資源を有効に活用した6次産業化の推進、地域ブランドの確立、担い手の確保・育成を図る。
- 農業については、地域の特色を活かした売れるものづくり、競争力のある産地育成を目指すとともに、地域の農地を守る仕組みづくりを推進する。

- 林業については、計画的な木材供給体制の整備、需要拡大に取り組み、森林資源循環システムの実現による地域経済の活性化を図る。
- 水産業については、漁業経営の安定・改善に取り組むとともに、基幹漁業の構造改革の推進、資源管理・栽培漁業・漁場造成の一体的な推進による水産資源の増大を図る。
- 地域産業については、経営力・技術力・販売力の強化、人材育成対策や金融対策等の充実による競争力の強化を図るとともに、地域資源の活用、農商工連携の視点を重視して複合化・融合化を進める。
- 地域の特性、優位性、地域資源に着目し、特に若者にとって魅力のある雇用の場を確保するため、企業の立地促進に努めるとともに、地域の実情に即したコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスなどの新規事業の立ち上がりを支援する。
- 商業については、小売商業の活性化を促進し、集落店舗整備や移動販売・商品宅配など日常の生活必需品が購入できるよう身近な商業機能の確保を図る。
- 観光については、旅行ニーズの変化に対応した地域資源を活かした観光地づくりを進め、戦略的な誘客宣伝を展開する。
- 過疎地域に豊富に存在する未利用の資源、木質バイオマス資源の利用や風力発電など自然エネルギーの導入の促進を図る。

5. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- 高速道路や航空路線など高速交通網の整備を促進するとともに、幹線道路網や生活関連道の整備を進める。
- 利用者が減少し、路線の維持・確保が困難になっているバス路線やローカル鉄道などの生活交通については、運行支援や利用促進により、運行の維持・確保を図る。
- 交通空白地域・不便地域における生活交通手段の確保にあたっては、地域の実情に即した運行方法の導入を促進する。
- 情報化については、光ファイバーなどによる超高速情報通信環境など情報通信基盤の整備を進めるとともに、ＩＣＴの利活用による医療、介護、教育などの分野におけるサービスの向上を推進する。
- 豊かな自然環境、伝統文化等を活かした都市住民と地域住民との地域間交流を促進し、都市住民の過疎地域への理解と地域住民が自らの地域の魅力を再発見することで、活力ある地域づくりを図る。

6. 生活環境の整備

- 快適で文化的な生活環境を確保するため、水道の整備、下水道や浄化槽など汚水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備を効率的・効果的に進める。
- 過疎地域の美しい自然景観、歴史的・文化的景観を将来にわたって保全・創造するため、これを活かした地域づくりを進める。

7. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 高齢者が住み慣れた地域で、福祉、介護、保健指導などの必要なサービスが受けられ、安心して暮らせるよう、高齢者の積極的な社会参加の推進、介護保険サービス等の基盤の整備、高齢者の健康づくり・生きがい活動の推進を図る。
- 子育て機能の再生を図るために、結婚して子どもを生み育てたいと思う独身男女に対する「出会いの場づくり」、子育て支援施策を中心に安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。
- 障がい者が住みたい地域でその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図る。

8. 医療の確保

- 深刻な医師不足に対応するため、「島根で働く医師を《呼ぶ》」、「島根で働く医師を《育てる》」、「島根で働く医師を《助ける》」の3つの柱での取組みをより強化していく。
- 看護師等の医療従事者を確保するため、看護職員の養成、県内就業の促進、離職防止、再就業促進を図るとともに、従事者の資質の向上に取り組む。
- 医師不足が深刻化する中で、県民が県内どこでも適切な医療を享受するために、医療圏域外の医療機関も含めた医療機関間の役割分担と緊急搬送体制の整備など広域にわたる医療機関間連携を推進する。

9. 教育の振興

- 公立学校、幼稚園については、多様な教育への対応、幼児児童生徒の心身の発達段階や特性、学校の特色、地域の特性を活かし、創造性、人間性豊かな幼児児童生徒を育てる地域に開かれた学校づくり、学校環境づくりを進める。
- 小規模校の教育水準を確保する観点から、教員の加配や複式学級に係る学習指導方法の改善等を進める。
- 社会教育施設は、地域のコミュニティ形成と生涯学習活動を推進する中核的施設として、複合的・多目的な機能を持つよう整備に努めるとともに、関連施設間の情報共有化とネットワーク化を進め、広域的活用の促進を図る。

10. 地域文化の振興等

- 貴重な資源である地域文化の保存・継承を図るとともに、地域住民が地域文化への理解と愛着を一層強め、積極的に活用することを通じ、新しい地域文化の創造を図る。

11. 集落の維持、活性化

- 集落の維持、活性化を図るために、これまで地域運営の中心であった集落の機能を補完する多様な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくりを推進する。
- U-Iターンの推進により、様々な分野で地域の担い手を確保するとともに「集落支援員（地域マネージャー）」など地域運営を担う人材の育成・確保を図る。